

令和3年2月定例会 消費者・環境対策特別委員会(付託)

令和3年3月2日(火)

[委員会の概要]

原委員長

ただいまから、消費者・環境対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出予定案件について(説明資料(その3))

【報告事項】なし

志田危機管理環境部長

2月定例会に追加提出いたしました消費者・環境対策関係の案件につきまして、お手元にお配りしております消費者・環境対策特別委員会説明資料(その3)により、御説明を申し上げます。

私からは、歳入歳出予算の総括及び危機管理環境部関係の事項について御説明を申し上げ、引き続き、各所管部から御説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

資料の1ページをお開きください。令和2年度一般会計補正予算の総括でございます。2月補正予算案の総額は、左から3列目、補正額欄の最下段に記載のとおり、5億9,788万5,000円の減額をお願いしており、補正後の予算額は合計で33億3,195万8,000円となっております。このうち、危機管理環境部におきましては、3億7,374万4,000円の減額をお願いしております。

課別で御説明申し上げます。2ページを御覧ください。

環境首都課ですが、環境衛生指導費の摘要欄①、一般環境対策費について、国庫補助事業や自然エネルギー導入等に対する事業費の所要額の確定による1億9,908万7,000円の減額をお願いしております。

続いて環境指導課ですが、環境衛生指導費の摘要欄①、廃棄物ゼロ社会づくり推進費において、事業費や貸付金の所要額の確定による減額など、合計で8,408万8,000円の減額をお願いしております。

続いて環境管理課ですが、公害対策費の摘要欄①、一般公害対策費において、貸付金の所要額の確定による減額など、環境管理課合計で4,499万4,000円の減額をお願いしております。

3ページを御覧ください。消費者政策課ですが、消費者行政推進費の摘要欄、①消費者行政推進費における、市町村に対する補助金の所要額の精査による減額など、消費者政策

課合計で4,557万5,000円の減額をお願いしております。

次に8ページをお開きください。繰越明許費についてでございます。追加分といたしまして、新たに御承認をお願いする事業につきまして、翌年度繰越額を記載しております。

環境首都課の一般環境対策費では、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、燃料電池バス導入に係る県補助金の年度内執行が困難となったことから、8,000万円の繰越しをお願いするもので、できるだけ早い時期の完了に努めて参ります。

危機管理環境部関係の提出案件の説明は以上でございます。報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

松本農林水産部長

続きまして、農林水産部関係の案件につきまして御説明を申し上げます。

お手元の委員会説明資料(その3)の1ページをお開きください。

農林水産部における令和2年度一般会計につきましては、総括表の補正額欄の上から2段目に記載のとおり、1億8,628万1,000円の減額をお願いするもので、補正後の予算額は、農林水産部合計で20億5,571万8,000円となっております。

4ページをお開きください。課別主要事項でございます。

もうかるブランド推進課でございます。2段目の植物防疫費では、国庫補助事業費の確定による補正など、合計で90万3,000円の減額をお願いしております。

鳥獣対策・ふるさと創造課でございます。3段目の農業総務費では、国庫補助事業費の確定による補正など、合計で8,606万9,000円の減額をお願いしております。

畜産振興課でございます。畜産振興費では、事業費の確定により900万円の減額をお願いしております。

5ページを御覧ください。スマート林業課でございます。3段目の造林費では、事業費の確定による補正など、合計で8,951万円の減額をお願いしております。

森林整備課でございます。治山費では、国庫補助事業費の確定により79万9,000円の減額をお願いしております。

9ページをお開きください。繰越明許費の変更でございます。

これまでに御承認いただきました事業のうち、スマート林業課及び森林整備課の2事業につきまして、右から2列目、最下段に記載のとおり、合計で8億8,250万3,000円へ繰越予定額の変更をお願いするものでございます。

提出予定案件の説明は以上です。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

東條県土整備部副部長

続きまして、県土整備部関係の案件につきまして御説明申し上げます。

資料の1ページをお開きください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。表の補正額欄、下から3段目に記載しておりますとおり、県土整備部におきましては3,706万円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、県土整備部合計で5億4,940万4,000円となっております。また、補正後の財源につきましては、右の財源内訳欄の括弧書きに記載のとおりでございます。

6ページをお開きください。補正予算に係る県土整備部の主要事項説明でございます。

まず、河川整備課でございます。河川改良費の摘要欄①、河川海岸維持修繕費の決定に伴う補正として、864万円の減額となっております。

次に、水・環境課でございます。都市計画総務費の摘要欄①、流域下水道事業会計繰出金の決定に伴う補正など、合計で1,842万円の減額となっております。

最後に、運輸政策課でございます。港湾管理費の摘要欄①、港湾海岸施設維持補修費の決定に伴う補正として1,000万円の減額となっております。

10ページをお開きください。繰越明許費でございます。各事業の進捗状況を精査いたしました結果、令和3年度に事業費の一部を繰り越して事業を執行する繰越明許費の御承認をお願いするものでございます。一般会計の追加分といたしまして、今回、新たに御承認をお願いする事業につきまして、翌年度繰越予定額を記載してございます。追加分の合計は、表の最下段、右から2列目の欄に記載のとおり、838万2,000円となっております。

この事業につきましては、計画に関する諸条件により年度内の完了が見込めなくなり、やむを得ず翌年度に繰越しとなるものでございます。今後とも、できる限りの事業進捗に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

11ページを御覧ください。流域下水道事業会計でございます。まず、ア、業務の予定量では、旧吉野川浄化センターの処理水量を実態に合わせ、補正後欄に記載の水量に変更をお願いするものでございます。

12ページをお開きください。イ、収益的収入及び支出でございます。まず、収入では、流域下水道維持管理負担金といたしまして、指定管理料等維持管理費に充てる市町負担金の補正など、合計で3,722万7,000円の減額となっております。

13ページを御覧ください。支出では、処理水量の減による指定管理料の補正など、合計で3,736万4,000円の減額となっております。なお、収入と支出に13万7,000円の差額が生じておりますのは、公営企業会計への移行に伴う精算の影響により、今年度に限り発生するものでございます。

14ページをお開きください。ウ、特例的収入及び支出についてでございます。公営企業会計への移行に伴う会計処理により発生する未収金及び未払金について、補正予定額欄に記載の額をそれぞれ減額するものでございます。

次に、エ、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。職員給与費について、補正予定額欄に記載のとおり、256万1,000円を増額するものでございます。

最後に、オ、他会計からの補助金でございます。一般会計からの補助金について、補正予定額欄に記載のとおり、1,499万4,000円を減額するものでございます。

以上で県土整備部関係の案件の説明を終わらせていただきます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

榊教育長

引き続きまして、教育委員会関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

委員会説明資料(その3)の1ページをお開きください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。総括表の下から2段目にございますように、教育委員会関係では80万円

の減額をお願いするものでございまして、補正後の予算額は3,000万円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

7ページをお開きください。教育委員会の主要事項でございます。学校教育課でございますが、教育指導費の摘要欄①、学校教育振興費におきまして、国庫補助事業費の確定に伴い、80万円の減額をお願いいたしております。

以上で教育委員会関係の説明を終わらせていただきます。なお、教育委員会関係の報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

原委員長

以上で説明等は終わりました。これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

大塚委員

四、五点お聞きしたいことがございます。

まず、脱炭素社会、水素利用ということで、実は今日、トヨタが新しく出したMIRAIのカタログを持ってきたのですけれども、できたら私も購入したいと思っています。

ただ、実は水素ステーションが今、県庁とそれから今度、道の駅いたのですか、その2か所で、西部とか南部にはないのですね。

それで、いろいろな方にMIRAIはすごいといった話もよく出ているのですけれども、水素ステーションが地方のほうにないということで、購入をためらっているケースが結構あるのです。

それで、今は購入に関しての補助金は出ています。そういう中でステーションの整備を是非やっていただきたい思います。整備についての状況をお尋ねしたいのですけれど。

美保自然エネルギー推進室長

ただいま、大塚委員から、水素ステーションの整備につきましての御質問を頂いております。

本県は、先ほど委員からも御説明がございましたとおり、商用のステーションといたしましては、現在徳島市の北田宮にございます四国太陽日産株式会社の敷地内、それから万代町にあるラウンドワンの手前にございます所で移動式水素ステーション1台を持ちまして、2か所で水素の供給をしているところでございます。

本会議でも御答弁申し上げましたが、現在の東亜合成株式会社徳島工場内におきまして、固定式の水素ステーションの整備を進めているところでございまして、それが今年の秋、11月頃に完成、開始する予定でございます。

委員がおっしゃいました道の駅いたのにつきましても、東亜合成が道の駅に水素ステーションを開所するというところで聞いております。

今後、水素ステーションの整備に伴いまして、委員がおっしゃいましたMIRAIも含めまして、水素自動車の普及が進んでくると考えておりますし、今後、固定式水素ステーション、それから今秋、同じぐらいの時期に路線バスへの導入というものも始まりますので、そういう実績を捉えまして、水素グリッド構想、これは策定からもう5年を経過して

おりますので、その見直しを外部有識者の皆様にも入っていただき、今後の展開も含めまして、検討していただきまして、水素ステーション整備も含めて取り組んでまいりたいと考えております。

大塚委員

実は、西のほうに私の友達で、給油所をしている興味がある人がいて、いろいろと今補助もあつたりということでは言っているのですが、やはり乗る人が少ないと回っていかないということで、どちらが先かということになるのです。

それで、水素ステーションに対してある程度の補助があるというのは、既に聞いているのですけれども、そういうものの使い勝手というか、そういうことをしていかないと進んでいかないと思うのですよ。

聞きますと、給油時間が5分と言いますし、燃料代も同じぐらいと聞いています。そういうことで、是非、水素ステーションの整備をやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、廃棄物処理問題なのですが、皆様方に、埋立て場所、最終処分場のグラフを配っているのですけれども、徳島県の最終処分場は、捨てる場所の残りが全国的に非常に少ないですね。多分、市町の方々は非常に苦勞されていると思うのです。それで、もし今、処分場がいっぱいになったらどうしようと、多分考えられていると思います。

今、県から第5期の廃棄物処理計画の案が出ています。非常にすばらしくいい計画を立てられていると思うのです。特に一般廃棄物、それから産業廃棄物についてもされて、最終処分場につきましては、一般廃棄物が大体26万1,000トンが最終的には非常に少なく、12.2パーセントぐらいになるということなのですけれども、ただ最終処分場のものを捨てる場所があるわけですね。その中で、先ほども言いましたけれども、市町の方々は非常に苦勞されていますけれども、県として、それに関してどういうふうにするか。

それから今、この最終処分場のものを再利用して、その中にはリンや、金とか銀といった使える金属が含まれていますし、今世界的に見てもドイツなどは、リンの回収をやるという計画を立てて、既にやっているということなのですけれども、日本では10年ぐらい遅れているということを聞いています。その中で使えるものを使う、いわゆる循環型ですね、それをやる必要がこれから出てくると思うのです。

やり方については、いろいろな方法論も出ていますけれども、是非具体的な取組というものに徳島県としても関わっていただきたいし、市町の方々のそういった大変さというものを県としていろいろ指導をしていただいたりとか、そのようなものがあるのですけれども、考え方をお話しいただけたらと思います。

杉山環境指導課長

ただいま、大塚委員から、最終処分場について御質問を頂きました。

まず、一般廃棄物の最終処分場が県内にどのぐらいあるかというのを御説明しますと、県内には、稼働中の一般廃棄物最終処分場が民間施設を含めて9施設ございます。焼却の残さとか不燃物の埋立てを行っております。

9施設の設置者を申し上げますと、小松島市、吉野川市、石井町、神山町、以上4施設

が市町の単独で設置しております。次に、美馬市・つるぎ町からなる美馬環境整備組合、それから、みよし市・東みよし町からなるみよし広域連合、これらが各1施設。それから、徳島県及び徳島市を含む17市町村が^{しゅつえん}出捐します一般財団法人徳島県環境整備公社が橘処分場、それから徳島東部処分場、空港の所にある施設、の2施設です。それから、民間事業者の明和クリーンが1施設、合計で9施設となっております。

これら施設の残容量、あとどれぐらいの期間使用できるかということにつきましては、今後の人口の推移ですとか、景気の動向、またごみ排出抑制や再生利用の状況、焼却をはじめとした現用化の動向など、最終処分量にかかる不確定要素が多くて一概に申し上げることはできませんが、あくまで目安として申し上げますと、令和2年5月末現在、民間を除いた8施設、明和クリーンの場合は産業廃棄物も一般廃棄物も一緒になっていますので、それを除きまして、残余容量の合計は74万2,224立方メートルでございます。環境整備公社の先ほど言いました橘と東部処分場、これらは産業廃棄物や残土も受け入れているのですけれども、一般廃棄物の受入れ計画量でカウントしております。

次に、令和元年度における1年間の埋立て量は、約2万5,524立方メートルで、この埋立て量がそのまま推移するという、少し大ざっぱな仮定なのですけれども、そう仮定いたしますと、残余容量は約29年分に相当するものとなります。しかしながら、残余容量が少ない施設ですと、あと2年余りのところもでございます。

一方で、新たな最終処分場の設置というのは、今いろいろな市町村で焼却炉の設置とかを検討しておりますが、そういう状況を見ても非常に困難であることが予想されます。

一般廃棄物の処理は施設整備も含めて、市町村の自治事務ではございますが、県としては先の事前委員会で案を御報告いたしました第五期徳島県廃棄物処理計画に基づき、ゴミの減量化や資源化適正処理に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

それともう一つ、大塚委員から、焼却灰からいろいろな資源、レアメタルなどを取り出すということについて御質問を頂きました。

一般的に焼却灰からレアメタル等を取り出すのは、焼却灰を溶融して灰をスラグ化するとともに、そこからレアメタル等を取り出すという手法が採られております。

廃棄物の減量化や適正処理に関する基本方針という国で定めたものがございまして、この基本方針において、まずできる限り廃棄物の排出を抑制し、次に廃棄物のなったものについては、不法投棄・不適正処理の防止など環境への負荷低減に配慮しつつ、再使用・再生利用、次に熱回収の順に、できる限り循環的な利用を行う。これらを徹底した上でなお、適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保するということになっております。

溶融処理につきましては、建設費や維持コストが割高になる傾向がありますが、資源の再生利用、先ほど申しましたスラグ化とかレアメタルを取り出すということ、それから最終処分量の削減にもなります。こういう観点から、一定程度有効な処理方法であると認識しております。

一方で、1,200度以上の高温で溶融処理をすることから、二酸化炭素排出量の増加が懸念されるところでございます。廃棄物の焼却など廃棄物処理分野に由来する二酸化炭素などの温室効果ガスは、我が国の排出量全体の概ね3パーセント弱、本県では2パーセント弱を占めております。

脱炭素社会実現に向けては、これらの二酸化炭素を人工的に回収して貯留したり有効利用する技術が必要であると考えております。各国で技術開発が進められておきまして、我が国においても現在、官民が一体となって、地中への貯留ですとか、農業や水産業で二酸化炭素を利用するですとか、あるいは自然エネルギー由来の水素と化合させて、メタンやエタノールを製造する、といった実証実験が行われております。

こういった技術開発が進み、実用化や処理費用の低廉化により広く普及することが必要であると考えております。

大塚委員

いろいろ問題点があるわけですが、基本的にはこれからは資源というのは地球の中で、特に金属などもそうなのですから、リンとか、そういうものが使われて廃棄されるということで、再利用というのが基本的になるのですね。一方で、今、御指摘があったように、それを取り出すのにCO₂排出があるという問題ももちろんあります。

費用的な問題とかいろいろあるのですが、ただ、目標は先ほどおっしゃっていただいたように循環型の社会を構築し、資源をとにかく有効利用することが非常に大事で、日本だけでなく世界でもそうなのです。ドイツなどはそれが非常に先進的に進んでいると聞いています。

そういう中で、もちろん国が主導を持ってやるのですが、県としても特に市町に関しましては、先ほどおっしゃったように最終処分場があと2年ぐらいでなくなるというところもあります。そういう面で、もしこれを新たにというと、なかなか最終処分場を受け入れていただく所というのは本当はないというところで、非常に困っていると思うのですね。

そういうところで、県としてはいろいろ御指導していただくことが非常に大事になってくると思います。とにかく官民一体となってこの問題、非常に大事な問題ですので、常に新しい技術を取り入れたりということで目を光らせながら、徳島県が遅れないようにやっていただけたらと思います。

次に、し尿処理の問題なのですが、流域下水道問題で協議会を立ち上げてやっているのですが、これについての進展状況をお話いただけたら。

福山水・環境課長

ただいま、大塚委員から、とくしま浄化槽連絡協議会の進捗状況について御質問を頂きました。

この協議会は浄化槽メーカーや施工管理、清掃など民間事業者の皆様に御参加いただき、民間の豊富な専門知識や幅広い経験、能力を最大限に活用し、合併処理浄化槽の普及促進や適正な維持管理の推進、災害時のルール作りなど、浄化槽に関する様々な課題解決を図ることを目的とし、昨年8月に設置したものでございます。

現在の状況について具体的に御説明しますと、合併処理浄化槽の普及促進については、くみ取り槽や単独槽を所有する高齢者の御家庭では、介護環境の整備など生活の質の向上が望まれているものの、浄化槽の設置には経済的な負担が伴うことなどから整備に踏み切れない御家庭がある状況を踏まえ、高齢者世帯を対象とした効果的な促進策について検討

を進めているほか、販売事業者との連携により販売と汚水処理や環境保全の重要性など、普及啓発を組み合わせた官民による一体的なセールスを始めたところでございます。

浄化槽の適正な維持管理については、来年度より浄化槽台帳整備に着手するに当たり、現在、市町村及び民間事業者と情報共有の在り方について意見交換を行っているほか、保守点検事業者においては、技術力向上や安全対策の徹底を目的とした自主組合が昨年11月に結成されるなど、民間事業者の動きが活発になっているところでございます。

災害時のルール作りにつきましては、大規模災害時において市町村の垣根を越えた収集運搬や処理が不可欠となることから、速やかに広域的な連携ができるよう市町村や清掃事業者との調整を進めているところでございます。

今後、これらの取組を通して合併処理浄化槽の普及とともに、浄化槽の様々な課題を解決し、きれいな水環境の創出にしっかりと取り組んでまいります。

大塚委員

だんだんと進んでいるということで、非常に力強い御回答だったのですが、そういった面で流域下水道の中での、きちんと整備をするということが、私いつも問題にしているのは、徳島県にはすばらしい吉野川とか那賀川があるのですけれども、水質が本当に昔に比べて、何というのですかね、魚類とか両生類とかそういうものが激減してきていると。

私は団塊の世代なのですが、昔は吉野川に足を突っ込みますとヌルッとした感じで、生きていくという感じがしたのですね。いわゆる有機物も、もちろん魚類にとって必要なぐらい出ていましたし、し尿とかそういうものは田畑にまいていましたよね。そういう面で必要な栄養分が取れますし、結局そのようなことが吉野川の水の栄養分とかになる面もあったと思いますね。

そういう中で、このようなし尿の処理の仕方というのですか、その中で栄養分とか非常に必要なものはある程度流れる必要があるのだけれど、逆に化学物質とかいろいろな水環境にとって良くないものが出てきたりすることが非常に多いと思うのです。その中で、このようなし尿処理の、合併浄化槽は非常にいいものだと思いますので、協議会を通じて官民一体、いろいろ協議しながら進めていっていただきたいと思っております。

最後になります。私はいろいろな種類のミカンを生産して作っているのですが、今年は本当に異常なぐらいミカンが落ちるのですね。今、甘夏とかそれから非常に酸っぱい夏みかんも昔からあるのですが、それが結構ポロポロ落ちているし、それから他のデコポンとか、スイートスプリングというものが今出ているのですが、それなども落ちるし。もう一つは切って開いてみますと、水分が非常に少ないのです。こういうことは初めてなのです。何が影響したのかなと思って、難しいのですが、農林水産部の方にお聞きしたいのですが、雨の量が少なかったのではないかなと思ったりするのですが、これはどうなのですか。

徳永もうかるブランド推進課副課長

今年度の果実の障害についてですけれども、中身がスカスカになっている状態というのはす上がりといひまして、木から落ちるものも含めて寒害であると考えられます。

今年度の1月は、今までにないぐらい寒さが来ましたので、見てみないと分からないで

すけれど、その害が考えられます。

大塚委員

寒い日は昔もあったように思うのですけれど、1月のすごく冷えた時がありますよね、あれが原因なのですか。うちの辺りでもマイナス三度、四度があったのですが。

徳永もうかるブランド推進課副課長

それまでの気温の高さの推移もあるのですけれど、恐らく氷点下で寒害を受けたものと考えられます。

大塚委員

そうしたら、今までにもそういうことはあったわけですね、安心いたしました。

そういうことで、気温によって農業生産物は変わりますので、いろいろ勉強させていただきました。

山田委員

私からも数点聞きたいと思います。

まず、この消費者・環境対策特別委員会の中心的なテーマである気候危機問題ですけれども、2050年までに温室効果ガスをゼロにするためには2030年、ここが正念場だと私自身も思っています。

つまり、温室効果ガスを2030年までにまず半分にしないといけない。しかし、国も多くの地方自治体も2030年の半分減、50パーセント減というのをなかなか掲げられていない。そういう中で、我が徳島県は、マイルストーンというようなことで、2030年度の削減目標を2013年度比40パーセント減から50パーセント減に引き上げた。これは本当に素晴らしい取組、目標だと思います。

この引き上げの経過と排出抑制の内容を御報告ください。

原委員長

小休します。(11時09分)

原委員長

再開します。(11時09分)

熊尾環境首都課長

ただいま、山田委員から、2030年50パーセント削減の目標に向けた取組の御質問がございました。

まず、2030年40パーセントから50パーセントというお話、委員からございました。これを引き上げた経過でございますけれども、2016年度の削減実績が、既に国の目標を上回るものであったというところから、更に上方修正をさせていただいたところでございます。

また、この2030年50パーセント削減に向けた取組でございますけれども、まず、徳島県

気候変動対策推進計画(緩和編)の中で、エシカルな県民生活に係る対策、本県の強みを生かした自然水素エネルギー等に係る対策、廃棄物の発生抑制等に係る対策、森林等の吸収源に係る対策、この四つを重点施策といたしまして、更に先導的な技術の活用等、環境教育、環境学習の推進、この二つを横断的施策と掲げまして、これに沿った取組を進めているところでございます。

もう少し具体的にお話をさせていただきますと、例えばエシカルな県民生活に係る対策におきましては、ビルや住宅のZEB化・ZEH化の推進でありますとか、次世代エコカーの普及、また、自然水素エネルギー等に係る対策におきましては、自然エネルギー立県とくしま推進戦略の推進でありますとか、水素モビリティの導入拡大などを行っているところでございます。

こうした取組によりまして、2017年度の数字でございますけれども、本県における温室効果ガスの排出量につきましては、森林吸収量を差し引きまして23.2パーセントの削減ということで、2030年50パーセント削減の目標に向けまして、順調に推移をしていると考えているところでございます。

山田委員

今、答えを頂いたのですけれど、半分にしようとしたら再生エネルギーへの大転換ですね、エネルギー分野でのシステム移行というものはもちろん必要になるのですけれども、それだけでなく産業分野等々もシステム移行、都市インフラ分野のシステム移行と土地利用分野でのシステム移行など、社会の全ての分野にわたる全面的なシステムチェンジをこの10年間で本格的に開始しなければいけないと思うのですけれども。今、熊尾課長からお話しいただいた点はそれなりにいいのですが、その目標実現に向けたそうした課題、順調にいつていると言うのだけれども、10年間で先ほど言ったように50パーセントという目標は掲げたけれども、こういうことをしないとなかなか実現しないというような状況になると思うのですけれども、その点はどうかと。

併せて水素の問題が少し出たので、私は水素の値段、単価の問題は言いましたので今日もう言いません。しかし、その水素の発生のためにオーストラリアの褐炭ですね、これらも入れるというようなことが政府案の中にも入れられております。だから、脱炭素ということにも若干逆行するような動きもあるように聞いているのですが、その点も併せて御答弁ください。

熊尾環境首都課長

ただいま、2030年50パーセント削減の達成に向けてどう取り組むのかという御質問でございます。

まず、先ほど申しましたように、2017年度時点で23.2パーセント削減ということで、順調に推移していると考えているところでございますけれども、今後更にマイナス50パーセントに向けて取り組んでいくためには、例えば民生部門で考えますと、家庭における削減量が31.5パーセントという数字が出ていますのですけれども、それに比べて業務系が23.6パーセントということで、若干遅れているというところもございます。

また、産業部門、運輸部門についてもなかなか難しい部門も若干ございますので、こう

いった部分について、削減が十分働いてない要因でありますとか、そういったところの調査、分析等も行いまして、今後の取組に活かしてまいりたいと考えているところでございます。

美保自然エネルギー推進室長

ただいま、山田委員から、褐炭由来の水素につきましての御質問を頂いております。オーストラリアの褐炭由来の水素ということで、CO₂を出しているのではないかとこのところで御質問いただいたと思います。

委員御指摘のとおり、オーストラリアでいわゆる産業用になかなか使えない石炭であります褐炭を使用して、水素を発生するという実証的な取組が行われているところでございますが、国におきましては褐炭、安定的に安く水素を確保するための褐炭利用でございますが、もう一つCCSと言いまして、二酸化炭素の固定技術というものも併せて研究し、二酸化炭素を固定化して地中に埋設する等の保管をするという技術も併せて研究開発していると同っております。

なお、今回徳島で進めております東亜合成のステーションにつきましては、いわゆる苛性^かソーダ^{せい}という製品を作る際に副次的に出てくる水素でございまして、私どもとしましては、水素を製造するためにCO₂を排出しているものではないと考えております。

ですので、こういうビジネスモデルをきっちりと運用することによりまして、脱炭素化社会の構築に向けた一つの有効な手段になるのではないかと考えております。

さらに、将来的には、国としても水素基本戦略の中で、私どもも水素グリッド構想の中で、CO₂フリー水素ということで再エネ活用でありますとか、先ほどのCCS活用でありますとか、こういうことによりましてCO₂フリー水素の実現を目指していくということもございまして、国の研究開発の状況を注視してまいりたいと考えております。

山田委員

今の答弁は引き続き聞きたいところだけれども、いろいろテーマがありまして、また、次の機会にしていきたいなと思っております。

次の問題で、先ほども少し出ました、第五期廃棄物処理計画、事前委員会でも説明がありました。

第四期の目標値が一人当たりごみ排出量もリサイクル率も未達成と。その時の答弁が、全国的にも達成できる都道府県が非常に少ないから、といった答弁でした。私、事前委員会の時もこの答弁は本当にこれでいいのかという思いがあったので、改めて、特に、令和7年度、2025年度の分が、一人当たりの分で令和7年度の将来推計結果を見ると933グラム、しかし、目標値は845グラムと掲げられています。

これを一体どのように達成するのかということと、やはりごみの排出量自体の削減について、全国でこうだからということではとても納得いかない。そこで、明確な答弁をお願いしたいと思います。

杉山環境指導課長

ただいま、山田委員から、第五期廃棄物処理計画の目標値について御質問がありまし

た。

計画書の72ページにございますように、国におきましても、例えば一般廃棄物の目標値に関して、一人当たりのごみ排出量850グラムですとか、リサイクル率28パーセントという高い目標を掲げております。本県もこれに呼応して頑張っていくべきという考えから、本県では一人当たりごみの排出量845グラム、リサイクル率30パーセントというような目標値を掲げたところでございます。

一般廃棄物で申しますと、一人当たりのごみ排出量では、家庭系ごみについて市町村で継続した取組はずっと行っているのですけれども、単身世帯の増加やライフスタイルの変化等が増加要因となりまして、削減幅は微減に留まっているのが現状でございます。

また、リサイクル率では、容器包装リサイクル法をはじめ、法制度に基づくリサイクルは十分普及しております。それでリサイクル量は頭打ちの状態というのが現実でございます。また、リサイクルは古紙とか金属くず等の市場価格にも左右されるという面もございます。

こうした課題に対応するために、第五期廃棄物処理計画では、重点施策として、プラスチックごみ削減プログラムの推進、また食品ロス削減の推進といった新たな取組を掲げております。廃棄物の3Rや適正処理に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、県内には一人当たりのごみ排出量やリサイクル率に秀でた町村がございます。例えば、上勝町のリサイクル率80パーセント、これは平成30年度ですが全国3位、神山町の日一人当たりのごみ排出量315グラム、これも平成30年度ですが全国3位と、こういう所もございます。

こうした町村が行っている先進的な取組やノウハウを県内市町村間で共有し、各自治体の実情に応じて、全部が全部採り入れられるわけではないと思いますので、生かせるところは生かしていくという取組を強化してまいりたいと考えております。

加えて、国が2022年度開始を目指して制度設計を進めておりますプラスチック資源回収を率先して導入するなど、法制度の整備による新たなリサイクルに積極的に取り組むとともに、法令に基づくリサイクル制度の拡充について、国に対して政策提言を行ってまいりたいと考えております。

山田委員

状況については注目していきたいのですが、もう1点、その第五期廃棄物処理計画案の中で、47ページの最終処分量の削減に関する課題ということで、県内の一般廃棄物処理施設の更新の際には、^{ざんさ}残渣の少ない溶融炉の導入を図ると同時に、エネルギー回収・資源リサイクルも併せて導入を検討する必要があると書かれています。

先ほども議論しました、徳島県は2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向かうという中で、超高温で焼却溶融する溶融炉を導入すれば、温暖化はますます進む、CO₂は増え続ける。これは第四期計画に入っていたものが、恐らくそのまま引き継がれていると思うのですが、これでは駄目だと思うので、この点はやはり変えていく必要があるのではないですか。恐らくパブリックコメントの中でも絶対に意見が出てきますよ。この点はどうですか。

杉山環境指導課長

ただいま、山田委員から、第五期廃棄物処理計画の47ページの記述について御指摘がございました。

先ほどの大塚委員への答弁の繰り返しにはなるのですが、熔融処理については建設費や維持コストが割高になるものの、資源の再生利用や最終処分量削減の観点からは、一定程度有効な処理方法だと認識しております。一方で、委員お話しのとおり、1,200度以上の高温で熔融処理することから、二酸化炭素排出量の増加は懸念されるところでございます。

このため、先ほど答弁しましたようなCCSU、二酸化炭素を貯留し有効利用するような技術の開発が待たれるところでございますが、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするということ、これは県も宣言しておりますし、また、国でも地球温暖化対策推進法にまもなく明記されることになると思います。

ということで、この度の委員の御指摘、また委員おっしゃるとおり、パブリックコメントでもそういう意見がきておりますので、例えば二酸化炭素の排出量も考慮の上、導入を検討するといった記述に修正することを検討させていただきたいと思っております。

山田委員

是非とも、これは検討しないと政策の整合性が取れないということですね。それでこの2030年50パーセント削減と掲げたこの中身というのは本当に大切な中身で、2030年の50パーセント、2050年の実質ゼロという状況を促進する上で、やはり一つの鍵になる場所ですよ。だから、この記述については今改めることになったので、その状況については引き続き見ていきたいと思うのです。是非とも改めていただきたいということを再度要請しておきます。

次に、アスベスト対策についても聞いておきたいと思っております。今回、汚染防止法の改正によって、レベル3のアスベスト含有建材、建築材料が全て規制対象になったと事前委員会でも報告がありました。

アスベスト含有検査について改めて聞くのですけれども、汚染防止法の改正で全ての建築材料が規制対象になったと答弁されたけれども、県内のアスベストの状況、また、アスベスト飛散のピークはいつ頃と考えているのか御報告ください。

奈須環境管理課長

ただいま、山田委員から、アスベストの状況、それから今後いつ頃ピークを迎えるのかについて御質問がございました。

今現在のアスベストに関する状況なのですけれども、大気汚染防止法の中では、レベル1、レベル2を使用している建築物の解体については届出義務となっております。その届出につきましては、令和元年度で44件ございました。ここ数年、40件前後で推移しているような状況となっております。

また、もう一つ御質問のありました、今後、いつ頃ピークになるかということについてでございますが、昭和61年ぐらいから平成3年頃にかけて、バブル期に数多くの建築物が建設されております。

これらの建物が耐用年数を迎えるといわれておりまして、国土交通省の推計によりますと、アスベストを使用していた可能性のある民間建築物は全国で約280万棟あるとされております。

また、減価償却資産の耐用年数を迎えた建物が全て解体されるものとした場合に、アスベストを含む可能性のある民間建築物の解体棟数は、全国で平成20年頃に約4万4,000棟、平成30年頃に約6万棟、令和10年前後にはピークの約10万棟になると推計をされております。

本県におきましても、バブル期に着工し耐用年数を迎えた建物が全て解体されるものとした場合に今後10年くらいでピークになるという見込みでございます。

山田委員

今後10年でピークを迎えるということなのですが、本県での具体的な数値があったら教えてほしいということと、併せて、事前委員会でも新たに簡易アスベスト分析器を備えるということをおっしゃいました。何台そろえて、その運用についてどうするのか。この10年がピークに向かっての取組ということになりますので、この点についてお伺いします。

奈須環境管理課長

山田委員から、本県におけるピーク時の具体的な数値、それからアスベスト分析器、いわゆるアスベストアナライザーについての御質問がございました。

具体的な数値は予測できておりませんが、県内において、バブル期に約3,000棟の非木造建築物が着工しているといわれております。これら全てにアスベストが使用されているかどうかは分かりませんので、明確な数値は把握しかねているところでございます。

一方、アスベストアナライザーについてでございますが、来年度予算におきましてアスベストアナライザーを1台購入する予定としております。このアナライザーにつきましては、800万円ぐらいするかなり高額な分析機器でございます。

ただ、短時間でアスベストを調べることができるといわれておりますけれども、一般的にアスベスト含有建材というのは、法律の中でアスベストを0.1パーセント以上含有するものをいいます。この分析機器では、約1から2パーセント以上の場合でなければ検知できないなど、あくまでも応急処置的な分析機器となるため、確実な検査を行うことはできません。ですので、正しい知識を有するものが適切に判断を行っていくということが必要になっておりますので、この機器につきましては、県民等への貸出し等は考えておりません。

また、この機器を使用しまして、担当職員が解体現場への立入り時にアスベスト含有の確認、苦情等無届の場合に対する現場での迅速な対応、それからアスベストアナライザーによる分析結果を参考にしつつ、築年数あるいはその他の現場状況によって、更に検査機関でのアスベスト分析を事業者に指導するといった場合に活用でき、より迅速に指導を行うことができるということで、アスベスト飛散防止意識の向上が図られると考えております。

山田委員

今1台と。これから10年に向かっていわゆるピークを迎えると。全国でもそうですし、もちろん徳島でもそういう状況だと。

けれども、この1台も簡易型で、0.1パーセント以上ということについては十分対応しないということだけでも、今後、このアナライザーを増やすという計画はお持ちなのか。私は当然増やすべきだと思います。

それと併せて、労働局でも全国的にこのアナライザーを設置する動きがあるといわれています。その状況を把握していたら教えてほしいということと、アスベストについては労災認定など、やはり作業従事者の生命、健康等の悪影響も生まれます。

また、裁判もいろいろな形で起こされています。そういう状況を踏まえて、県内の状況が分かっていたら御報告ください。

奈須環境管理課長

山田委員から、分析機器の今後の追加購入、それから労働局等の購入状況、それと認定患者数の状況についての御質問がございました。

まず、分析機器についてなのですが、来年度、本県で初めて購入するということになります。この機器の使用につきましては、まだ私たちは使ったこともございませんので、まずは、携帯型ですのでアスベストアナライザーの使用法というものを関係者の中で訓練等を行いまして、できる限り正確に測定できる技術を身に付けていきたいと考えております。

それと、労働局等の分析機器等の購入状況についてでございますけれども、労働局のほうでも順次、全国各地の関係機関に向けて購入を進めていくと聞いておりますが、具体的な数字までは把握しておりません。

ただ、本県と同様に、労働局におきましても一般の方を対象にアナライザーを貸し出すという情報はまだ得ておりません。

続きまして、アスベストによる被害を受けられた方の認定状況についてでございます。アスベストは、ばく露してから30年から40年という長い潜伏期間があるために因果関係の特定が大変難しいという特殊性がございます。

アスベストは長年にわたって、我が国の経済活動全般で幅広く、かつ大量に使用されてきた結果、労働者だけでなく一般住民においても多数の健康被害が報告されています。なお、労働者に対する被害救済につきましては、労働改正法令に規定されておりますので、その人数については申し訳ございませんが、把握しておりません。

一方、被害者等の迅速な救済を図るために、平成18年に石綿による健康被害の救済に関する法律が施行されております。この法律に基づく救済の対象といたしましては、大きく二つございます。まず一つ目は、労災補償等による救済の対象とならない周辺住民などに対する救済給付でありまして、二つ目は労災補償を受けずに死亡した労働者の遺族に対する救済給付となっております。

なお、石綿による健康被害に関する窓口は、県では保健福祉部となっております。

石綿健康被害救済制度に基づく申請、認定の状況につきましては、令和3年1月末時点の数値でございますが、全国で1万4,214名が申請、そのうち1万341名の方が認定されて

おります。本県関係では72名の方が申請され、そのうち56名の方が認定されております。

また、未申請の死亡者に対する特別遺族弔慰金等については全国で2,383名、本県関係では14名の方が申請をされまして、全国で1,538名、本県関係では10名の方が認定をされております。

さらに、この法律の施行前の死亡者に対する特別遺族弔慰金等につきましては、全国で4,531名、本県関係では25名の方が申請をされ、全国では3,639名、本県関係では20名の方が認定をされております。

制度全体における認定の状況につきましては、全国で1万5,518名、本県は86名となっております。

山田委員

後で結構ですから、その数字を表で届けていただけたらと思います。よろしく申し上げます。

残念ながら、この消費者・環境対策特別委員会に保健福祉部関係の部署は出ていないのですね。

解体はこの10年でピークを迎える中で、総合的なアスベスト対策を進めるためには、今こそ部局横断型の取組を推進して、アスベスト被害の啓発と広報、特に広報ですね。これをしっかりと強化することも非常に重要な取組になっていると思うのですけれども、そういう取組の推進体制というものを今までもいろいろな協議会をやっていたようなのですけれども、更にここを強化すべきでないかと思うのです。この点はいかがですか。

奈須環境管理課長

ただいま、山田委員から、部局間を越えた横断・連携についての御質問等がございました。

現在におきましても、アスベストの飛散防止という面では、大気汚染防止法、石綿障害予防規則、労働安全衛生法、それから建築リサイクル法など、様々な法令が関係しております。そのため、徳島県における石綿含有建材を有する建築物解体工事に係る連携実施要領に基づきまして、関係法令を所管する部局との連携を図っているところです。

特に、建設リサイクル法を所管する部局からは、事前に解体工事に関する情報を頂くことによって、大気汚染防止法に基づくアスベストの含有建材を使用した解体作業の届出漏れ等が発生しないよう注意を払っているところですし、実際現場にも行きまして、私たちは飛散防止対策ということで、作業の面で監視を行っているのですけれども、除去作業を行う作業者の安全衛生につきましては、石綿予防規則、労働安全衛生法を所管する国の労働基準監督署が指導することから、大気汚染防止法に基づく立入り時に労働諸方面での不適切事例を発見した場合には、情報提供を行うなど連携を図っているところでございます。

このように、様々な部局あるいは関係機関との連携を図っていく必要がありますので、今後とも、どのような形で更に強化していくか、また研究してまいりたいと思います。

山田委員

時間の関係がありまして、あと簡単に聞いていきます。

一つは、県南の大規模風力発電のことですけれども、第3回の会合が25日に開かれたということでその報告と、新聞報道はなかったのですが、テレビ等の報道では環境影響に応じ、事業の取り止めも含めた調査の抜本的な見直しが事業者から表明されたと聞いたのですけれども、これについての経緯と、それと併せて、海陽・那賀両町の反対表明、知事も生態系の景観などの意見も表明している下で、事業者が計画を推進するとは考えにくいのですけれども、今後のスケジュールも含めて簡単に結構ですから御報告ください。

奈須環境管理課長

先日、2月25日に那賀・海部・安芸風力発電事業の方法書に係る環境影響評価審査会を開催したところでございます。

当該事業実施地区は、自然度が高く希少な動植物が生息し、また急峻^{きゆうしゆん}な地形であるなど、環境保全のためには多くの課題がある地域であるということをご承知しております。

委員の皆様からは、事業内容に関すること、それから環境影響評価項目や調査等の手法が適切であるかどうかなどについて、委員と事業者との質疑応答により進め、委員からは専門家としての立場から貴重な御意見を頂いたところです。

具体的には、地域住民との合意形成が十分ではなく、厳しい意見も出ているようである、住民等からの意見についても真摯に受け止め、住民の不安に対し事業者はしっかりと説明すべきでないか。また、尾根の風力発電設置場所周辺だけでなく、資材運搬道路の新設、拡幅工事によっても動植物への多大な影響が考えられるが、環境への影響が回避または低減できるのか、しっかりと評価していただきたいなどの御意見も頂きましたし、更に調査手法につきましても厳しい御意見を頂いたところです。

また、配慮書に対する知事意見の中の、あらゆる措置を講じてもおおきな影響を回避又は低減できない場合は、本事業の取り止めも含めた計画の抜本的な見直しを行うこと、との意見に対しまして事業者は、今後実施する環境影響の予測及び評価の結果を踏まえ、あらゆる環境保全のために措置を講じてもおおきな環境影響を回避または低減できない場合は、本事業の取りやめも含めた計画の抜本的な見直しを行います、との見解を方法書の中で示していたところでございます。

今後の予定についてでございますが、委員が先ほどおっしゃっていたように海陽町長、那賀町長の御意見等もあるところでございますが、具体的にまだ、県に届いておりません。今後、更に審査会を、できれば今月中に開催する予定としておりまして、引き続き評価手法について御審議いただくこととしております。さらに、年度が変わりまして、審査会の中で、審査会の答申の作成を進めていきたいと考えております。

方法書に対する知事意見を作成するに当たりましては、審査会からの答申、それから各関係町の御意見、それから住民の方々から寄せられた御意見等踏まえまして、今後作成をしてまいりたいと考えております。

山田委員

時間の関係で、あと2点、部局は違うのですけれども、答えていただきたい。

一つは、地域間エネクレジット活用事業なのですが、ESGですね。先ほど2050年温室

効果ガス排出実質ゼロ宣言をしたわけですが、その中の一つの柱に徳島版のE S G地域金融活用協議会とビジネススタイルの変革促進ということで掲げられています。そして、前回だったかな、答弁では1月中にその会議を開催すると。そして支援件数ですが、行動計画によると今年度10件、2022年度35件と掲げられていると。それについてはどうなっているのか、というのが1点です。

もう1点は、汚水処理の問題も聞きたかったのですが、時間がありません。先ほど台帳整備、都道府県にという話も出ました。これは全国に課せられたわけですから、当然この分の予算は上がったと思うのですが、ずっと全国最下位なのに予算が下がってきているという状況で、実質的な予算は増えているのかどうかという点も含めて、簡単に2点お答えいただいて質問を終わります。

熊尾環境首都課長

ただいま、E S G協議会に関する御質問を山田委員から頂きました。

徳島版E S G地域金融活用協議会につきましては、設置要綱を10月に制定したところをごさいます。委員の選定につきましては、本年1月に正式に指名を行わせていただいたところをごさいます。また、これに引き続きまして、今月W e b形式による本会議の開催を行いたいと考えているところをごさいます。

ただ、これに先行して、実は協議会の中にワーキンググループも設置してまして、これにつきましてはもう既に動いているところをごさいます。

一つは、国の補助制度を活用した資金調達支援ですが、省エネ・再エネ設備投資など、E S G融資の利息を最大1パーセント補給する制度でして、この国の事業に対して、指定金融機関の登録というのが必要になるのですが、本県で取り組むC O₂削減目標設定支援型、この制度につきましては登録された金融機関が現在全国で14行あると思うのですが、そのうちの2行が本県の金融機関ということで、このことは、県や地域経済団体、エコパートナー協定締結企業等がコンソーシアムを形成して、C O₂削減の進歩的な管理、省エネ相談、中小企業への情報提供などを一体的に支援を行う協議会、このことが評価をされたものと考えているところをごさいます。

現在、具体的な資金調達支援に向けたスキーム作りを更に進めているところをごさいます。

福山水・環境課長

ただいま、山田委員から、水・環境課の令和3年度当初予算との違いについて、御質問を頂きました。

水・環境課の令和3年度当初予算として4億9,707万5,000円を計上しており、令和2年度の単独浄化槽から合併浄化槽への転換支援に要する費用や農業集落排水施設の整備や機能強化を図る費用、流域下水道事業に係る県債の償還に要する費用に加えまして、新たに浄化槽台帳を整備する費用を計上しております。

令和3年度事業費につきましては、令和2年度当初予算と比べ、3,091万7,000円増額となり、前年度比プラス6.6パーセントとなっている状況をごさいます。

吉田委員

それでは、午前中の残った時間で、まず1点質問させていただきます。

一昨日の日曜日のNHK特集を見られた方もこの委員会の中では多いと思うのですが、未来への分岐点という番組で、プラスチックごみのことをしていました。

その中で、マイクロプラスチックが問題になっていますけれども、その大きさがマイクロよりもっと小さいナノプラスチックが空気中を漂っていることが確認されているという状況で、非常に未来の健康、人類の健康が危ぶまれているというような番組がありました。

そんな中、徳島県で今年の秋に、「プラごみゼロ」とくしまスマート宣言をするということで、知事が、新風とくしまさんの代表質問に答えられたと思うのですが、この宣言をする企業とか、団体をどんどん増やしていくという県の目標が挙げられてますけれども、この「プラごみゼロ」とくしまスマート宣言というのは具体的に何をすることが示されているのでしょうか。それとも、この宣言は読ませていただいたのですが、単に宣言して、ぼやっとした感じでやっていこうという意識だけの問題でしょうか。

熊尾環境首都課長

ただいま、「プラごみゼロ」とくしまスマート宣言についての御質問を吉田委員から頂きました。

「プラごみゼロ」とくしまスマート宣言自体は、県及び関係の団体が共同して宣言をしたものなのですが、これに賛同いただける方、個人と団体、企業でございますけれども、この方々に、私たちのプラごみゼロ宣言ということで、宣言を頂くというのが今回の大きな目標でございます。

これにつきましては、現在専用のホームページを構築しております、ホームページにアクセスをいただくことで、個人・法人それぞれ宣言を頂くという形になっております。

個人の方については、取組事例を何点かあげているのですが、その中で御自分が取り組める内容をチェックいただいて、この分について私は取り組みますということを宣言いただく格好になっています。

また、法人・企業・団体につきましては、それぞれの企業・団体が、同じように取り組めることをチェックするとともに、その団体で特に重点的に取り組んでいることを書き込みしていただきます。それで、書き込んでいただいた内容を含めて、ホームページでこの企業はこういう取組をしているというのを公表させていただくということで、意識付けの問題と言いますか、そういう形で県民総ぐるみで取り組むことにつながるようになっていってほしいとございます。

吉田委員

取組事例のチェック項目があって、ゼロとは言いませんが、ゼロに近づける意識付けの宣言ということで、一定の意義はあると思います。

それに関してなのですが、徳島市の保護者の方から学校給食の牛乳パックについて要望が挙がってまして、今ストローを差し込むタイプと思うのですが、そのストローをなくしたタイプの牛乳パックが去年の秋ぐらいにリリースされているみたいで、

高知県ではそのパックが採用されているということなのですが、是非御検討いただいて導入してほしいという、プラごみゼロの意味も込めての要望だと思います。これは、身近なところから使い捨てプラスチックを削減し、幼少期から環境意識を高める効果も期待できるということで、ストローで飲用することも可能だし、ストローなしでも可能ということで、今ある各メーカーの従来型の充てん機でもこのパックを採用すれば可能ということになっています。

学校給食の牛乳は、県の教育委員会が所管されているとお聞きしましたが、これについていかがでしょうか。

吉岡体育学校安全課長

ただいま、吉田委員から、学校給食における牛乳パック及びストローのリサイクルについて御質問を頂きました。

本県の学校給食におきまして、以前は牛乳納入業者による牛乳パックの回収は行われておりましたが、食品衛生法の改正によりましてこれが困難となり、古紙回収業者による回収が行われるようになっております。

しかしながら、異なる形状の牛乳パックが混在してリサイクル業者に持ち込まれたため、分別に手間が掛かるとして一時、取引が中止をされました。

昨年9月からリサイクル業者、回収業者との連携によりまして、形状別の回収が可能になり、学校給食用牛乳パックの回収が再開されております。

牛乳アレルギーの児童生徒の配慮でありますとか、新型コロナウイルス感染症の防止等の理由からリサイクルを行っていない学校もございますけれども、現在はそれぞれのパックの形状に応じたリサイクルが行われております。

ストローにつきましては、牛乳とともに納入業者により納品されており、ほとんど市町で不燃物として処理されております。紙ストローの使用について検討した学校もございましたけれども、紙ストローの強度とコストの両面から使用は難しいというのが現状でございます。

吉田委員

現状を御報告いただきました。パックについては回収されているということなのですが、ストローについてはプラスチックごみになっているということなのですね。

これを導入するには、いろいろな問題点があると思うのですが、是非問題点をクリアできるように努力いただいて、御検討いただきたいと思いますので、要望しておきます。よろしく願いいたします。

次に、有機農業の推進についてお伺いします。

有機農業についても脱炭素の観点から、世界的には非常に注目されていて、中国やロシアですごく推進されているというお話も聞くわけですね。

徳島県でも、国の方針に従って推進するということで取り組まれていると思いますけれども、今年度の取組の成果というか検証とともに、来年度の予算での取組がありましたら教えてください。

徳永もうかるブランド推進課副課長

本県では、有機農業をはじめ、エコファーマーによる農業、特別栽培、GAPによる農業を持続可能な社会の構築に寄与する農業として考え、エシカル農業として推進しているところがございます。

これらのうち、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法である有機農業の推進につきましては、「未知への挑戦」とくしま行動計画において、現在166ヘクタールの有機特別栽培面積を令和4年末には200ヘクタールまで拡大することとし、更に現在策定中の徳島県エシカル農業推進計画では、令和6年度末の有機農業栽培面積を204ヘクタールにまで拡大することとしております。

これらの目標を達成するため、今年度の取組ですが、まず現場段階では農林水産総合技術支援センターとともに、認証取得や適正表示のための営農相談、土づくりのための土壌分析、化学合成農薬に頼らない物理的防除技術の指導など、きめ細かな技術的なサポートに取り組むとともに、営農支援の側面からは国の環境保全型農場直接支払交付金の拡充を受け、有機栽培農家に対する10アール当たり交付額を前年から6,000円増額し、最大で1万4,000円としているところがございます。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響による飲食店等の業務関連需要の減少と巣ごもり需要の増加に対応するため、エシカル農産物生産者に対して、ECサイトの登録コンサルティングを実施するとともに有機農産物と消費者を結ぶPRイベント、オーガニックエコフェスタの初のオンライン開催を支援したところがございます。

次年度につきましては、これまでと同様に現場段階での技術的支援及び環境保全型農業直接支払交付金の交付に加え、有機農業の推進には更なる需要拡大が必要であると考えられることから、今後一層の流通量増加が見込まれるECサイトをフル活用していただくため、生産者のデジタルリテラシーを高めるためのシリーズ研修の実施やECサイト内での徳島県産品特設コーナーの設置などを行い、より積極的な販売促進を行ってまいります。

また、在宅型生協等の連携強化や首都圏でのPRイベントの実施、本年度好評であったオーガニックエコフェスタオンラインの開催支援等により、引き続き新たな販売チャンネルの開拓や消費者へのPRを行い、有機農業農産物の需要拡大に努めてまいります。

原委員長

午食のため、委員会を休憩いたします。(11時59分)

原委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。(13時03分)

それでは質疑をどうぞ。

吉田委員

県の有機農業への取組について、多岐にわたって様々な取組が行われているということをお聞きしました。

先ほども申しましたけれども、温室効果ガス削減という観点から、有機の堆肥には温室効果ガスを地中に閉じ込める効果があるということで、徳島県は森林による吸収というこ

とにも力を入れておりますけれども、農地も大きな吸収源になるということが言われています。

先ほどの取組の中でも御紹介されました、農林水産省の環境保全型農業直接支払交付金があると思うのですけれども、県内の交付状況はどうなっておりますでしょうか。

原委員長

小休します。(13時04分)

原委員長

再開します。(13時04分)

徳永もうかるブランド推進課副課長

環境保全型農業直接支払交付金の交付額についての御質問でございます。

令和2年度につきましては、1,742万9,000円の交付となっております。

吉田委員

金額でも面積でもいいのですけれども、県内の市町村でどこが多いか分からないでしょうか。

徳永もうかるブランド推進課副課長

県下全体の面積につきましては、令和2年度は161ヘクタールとなっております。

今、手元に市町村別の資料は無いのですが、小松島市などは最も積極的に有機農業に取り組んでいただいている市町村になります。

吉田委員

令和2年度が161ヘクタールということでしたけれども、私が少し調べた資料では令和元年度が112ヘクタールなので、比べると大きく増えていると思います。

副課長がおっしゃったように、小松島市やその周辺の阿南市で実施面積が多いということで、この原因などは県は分析されていますか。

徳永もうかるブランド推進課副課長

有機農業に関しては、県が指針というか計画を作成した上で、市町村が策定することになっております。原因ははっきりとは分からないのですが、もちろん小松島市、阿南市ともに徳島県における農業の重要な地域であることは間違い無いのですが、やはり市とか各JAの取組姿勢にもよるものだと思います。

吉田委員

副課長がおっしゃられたように、市やJAが力を入れているというのが出てきているのかなと思います。JA東とくしまが地域農業に力を入れているとお聞きして、担当者にもお話を聞いたことがあるのですけれども。

また、有機農業推進センターですか、少し名前が違うかもしれませんが、NPO組織も小松島市にありますし、そのあたりが頑張っているのかなと思うのですが、小松島地区をモデルとしてこれを全県にできたら。先ほどおっしゃったオーガニック・エコフェスタも小松島で行われていると思うのですが、モデル的に全県下にこういうものが広がったらいいなと思うわけなのですが、そのあたりの観点から、令和3年度の取組もおっしゃってくださいましたけれども、先進地の事例を各地に広げるといふ観点からの取組のようなものがもしありましたら、教えてください。

徳永もうかるブランド推進課副課長

先ほども申しあげましたように、今年度はオーガニック・エコフェスタをオンラインで開催しております。

今までのオーガニック・エコフェスタは、JA東とくしまのあいさい広場等で開催していきまして、5,000人から6,000人ぐらいの規模、参加人数でしていましたが、今回のオーガニック・エコフェスタ・オンラインについては、実際のパネルディスカッション等、純粋な内容について8,000人ぐらいの視聴がありまして、大きく成果が出ていると思っております。

そして、中心地、先進地であるJA東とくしまや小松島の情報を発信する上でも、今回のようなオンラインによって、県下・全国に広く発信することによって、先進事例を見ていただき、考えてもらえたらと思います。

吉田委員

新型コロナウイルス感染症の影響でくしくもオンライン開催になったことが幸いして、来場者全体ではなく中のフォーラムに参加された方が大きく増えたということで、大変良かったのではないかなと思います。

今後とも、そういう先進地のことを広げるような取組をしていただきたいと思いますと思うのですが、県が主催で、県内だけでなく全国的な先進地の取組などの講演会のようなものは、Web配信も含めてこれまでされてきているのでしょうか。

徳永もうかるブランド推進課副課長

県だけが主催で、というのは今まではしていません。

オーガニック・エコフェスタの実行委員会の中に県が入っている状態です。

吉田委員

分かりました。もちろん県単独の主催でなくてもいいのですが、引き続きネットワークを組んで、どんどん発信していただきたいと思います。

最後、3点目の質問なのですが、再生可能エネルギーの推進についてお聞きいたします。

事前委員会で来年度の省エネの取組について、PTAや自治会で節電した分を買い取ってそれを企業につなぐ、というような新しい取組も説明していただきました。広報についても、脱炭素については暗いイメージが日本人の意識にあって、脱炭素イコール我慢する

こと、経済と相反すること、と考える人の割合が日本では多いので、そういう観点を払拭するような広報をしてほしいという要望もいたしました。

関連して今日は、再生可能エネルギーと地域のメリットという観点から質問させていただきます。

先ほど、県南の大型風力発電所のことが山田委員の質問にも出ましたけれども、県南の計画は地元が反対されています。急傾斜地での山腹崩壊、水源の汚染とか貴重な動植物の生息を脅かすなど、環境破壊となっていて地元のメリットがほとんどないという感じで、利益は県外の大企業が持っていくという構図です。こういう事例が全国では割と多くて、メガソーラーについても、全国のメガソーラーの約8割が地元以外の大企業がしているというような調査結果も出ているようです。

再生可能エネルギーの先進地であるドイツとかデンマークでどんどん推進されている理由の一つとして、地元が利益が還元されているということがあって、それは支援出資の割合が義務付けられていたり、地元が参加した企画で適地が選ばれるというような、向こうのやり方があると思うのです。

地元参加があって、環境にも配慮されて、地元がメリットがある再生可能エネルギーが推進されるにはどうするか、どうしたらいいのだろうかということを考えるのですけれども、この観点からの県の考えについて、この観点から県はどのようなことができるのかについて聞きたいと思います。

熊尾環境首都課長

ただいま、再生可能エネルギーの普及に向けた取組について、吉田委員から御質問いただきました。

県におきましては、地域経済への資金供給を担います地域金融機関や地域の経済団体等の皆様と連携をしまして、ESG金融を基盤に、環境と経済の好循環に向けた地域支援の在り方に係る意見交換、あるいは課題検討等を行う機関としまして、徳島版ESG地域金融活用協議会を設置したところでございます。

この協議会におきましては、中小企業が行います再エネ・省エネ設備投資に対しまして、国の補助制度を活用した資金調達支援を行うこととしています。

また、この協議会には、先ほど申しました地域経済団体、金融機関、あるいはエコパートナー企業など、様々な皆さんに御参加いただいているところでございますので、今後、例えば、環境配慮経営を検討する事業者の掘り起こしでありますとか、事業者、あるいはクラウドファンディング等の研究などにも取り組みたいと考えているところでございます。

こうした取組を通じまして、関係者の御協力を頂きながら、環境と経済の好循環に向けた地域支援の在り方について、県としてできることを研究してまいりたいと考えているところでございます。

吉田委員

先ほど、山田委員の御質問にも答えられて、ESG地域金融活用協議会ができたということは、すごく大事なことですし、良いことだと思います。

今後、地元の再生可能エネルギーについてのいろいろな研究を県も一緒に行っていくということで、地元の金融機関も、全国で14行しか選ばれていない中に徳島県内の金融機関が2件も入ったということも、これまでの県の取組のたまものという部分もあるし、それはすごく良いことだと思います。

2030年に50パーセント削減という国の目標があるわけなのですけれども、それに向けて出来ることをどんどんしていかなないと、これまでのようなスピードではとても追いつかないし、大きな政策転換というか、具体的なものがどんどん必要になってくるのではないかなと思います。環境省が示した地域脱炭素ロードマップというのを見たのですけれども、2030年までの10年間で、最初の5年と後の5年に分けていまして、その5年間の集中期間にイノベーションを待たずに、今ある技術を総動員してどんどんやっていくということなのですよ。

それで、その中で、今ESGの金融協議会でもありましたように、地域にメリットのある再生可能エネルギーをどんどんやっていかないといけないのですけれども、それを考えたときに、まだ徳島には担い手が不足してるのかなと感じるのです。ESG協議会の中で、そういう企業や金融機関の協力というのは良かったのですけれども、その各市町村の中でやっていく担い手をどう作っていくかという観点から何か県ができることはないでしょうか。

美保自然エネルギー推進室長

自然エネルギーにつきましては、地域にある資源、太陽光をはじめとする資源をCO₂排出がなく電気などのエネルギーに転換できるということ、また、地域に分散して自立した運転が可能で、非常時にも活用可能なエネルギーということで、県としても非常に重要なエネルギーと考えて推進をしているところでございます。

一方で、先ほど、吉田委員からもございましたが、人工物であるために、施設整備に整地などの行為があることにより、太陽光パネルなどが地域の景観、それから発電施設から出る音や光といった影響があるということで、自然環境や生活環境への影響を懸念するということがあります。

また、発電施設は地域の事業者によるものが多いということ、それから収益施設であるという認識の下に、地域に対しての貢献が認識できないというようなことで、先ほど吉田委員がおっしゃったようなことを含めまして多様な観点から、全国的に設置に関して地域住民の御理解を得られにくい事案が発生していると聞いております。

自然エネルギーを活用して、地域へのメリットを生み出して、そのケースを県下、市町村も含めて広げていくということにつきましては、私どもとしましても、脱炭素の促進、それからエネルギーの地産地消による経済と環境の好循環の実現、地域防災力の強化という面からも重要なことと考えております。

県としましては、固定価格買取制度による売電が中心だった自然エネルギーの活用につきまして、新たな視点として地産地消とか県民や県内企業による自然エネルギーを活用した新たなビジネスの展開といったことに結びつけることが重要と考えておまして、自然エネルギービジネスマスター講座を設けまして、自然エネルギーを活用したビジネス人材の育成を図っているということでございます。

この人材育成につきましては、県民、企業にお勤めの方、起業家の方などを対象にしておりますが、市町村につきましても、そういうビジネスがあるという観点で御案内をさせていただきたいと考えております。

吉田委員

マイスター講座は、既にされているということですか。今後、そういう講座ができ、来年度以降に新しく市町村とか地域から参加していただくということですか。

美保自然エネルギー推進室長

ビジネスマイスター講座自体は、今年度もやっておりますし、市町村の参加につきましては御案内をさせていただいていると思います。すみません、少し確認をさせていただきますが。

来年度につきましては、市町村にも積極的な御案内をさせていただきたいと考えております。

吉田委員

そういう講座に参加した方々から、実際に地域で再生可能エネルギーを起こしていく人たちがどれだけ出ていただけるかがすごく大事になってくると思うので、その内容の精査などをしていただきたいと思いますと思うのです。

実は10年前に環境省で、地域のエネルギーの担い手を育てるというファシリテーター養成の事業がありまして、私それに2年間研修生として参加したことがあります。徳島から2名で参加したのですが、一緒に参加したもう一人の友人が、今徳島で再生可能エネルギーを推進する一般社団法人を作っているいろいろなやっています。市町村と組んでソーラーであるとか小水力であるとか、いくつか成功事例を持っています。そういうことを国が全国各地でして、そのとき一緒に学んだ友人とか仲間たちが、全国各地で新電力を立ち上げたり、ほとんど全ての参加者が何か地域で関わって成功しています。それで、そういうイメージで県が、県内各地でそういう方たちを育てていっていただいて、各地でやってほしいという思いがありまして、先ほどの質問をさせていただいたのです。

先ほどの一般社団法人なのですが、兵庫県とか尼崎市と組んでバイオマスの事業なども立ち上げているのですが、兵庫県が全面的にいろいろ協力してくれているということです。それで、来年の兵庫県の政策を見ましたところ、参考になると思い御紹介したいものがありまして、再生可能エネルギー導入のための支援制度の強化として、地域再エネワークショップの開催、予算は100万円ぐらいしか掛かっていないのですが、再生可能エネルギーを検討している団体・地域住民・地域新電力に向けて、50人を募集して3回やっている。また、再エネ導入支援アドバイザーを派遣して、各地の地域団体やNPO法人の再生可能エネルギー導入を計画している人たちに、外部からプロを呼んで相談に乗ったりとか、「地域創生！再エネ発掘プロジェクト」ということで、小水力や小型バイオマスや小型風力などに関して、推進したい地域団体、自治会とか管理組合とかNPO法人を含む地域団体に、事業の立ち上げのときの取組、勉強会とか現地調査に掛かる費用を県内5か所で支援するであるとか、そういう地域でこれからやろうとする人に対し

て、人材育成プラス団体の立ち上げを県がお手伝いするというようなことをしています。

これから5年間でどんどんやっていかなければいけないという環境省のロードマップに従って、県もいろいろな政策を考えていかれると思うのですが、是非、地域主導の再生可能エネルギーという観点から、地域で自然発生的に湧き上がってくる再生可能エネルギーを、県としてどのようにできるだけ寄り添って支援をしていけるのかという視点を常に持っていただいて、政策を考えていただきたいと要望します。

美保自然エネルギー推進室長

ただいま、吉田委員から、自然エネルギーを活用したビジネスの展開について、県として寄り添ってということで御意見いただきました。

先ほどと一部重複いたしますが、県としましては、先ほど申し上げましたビジネスマイスター講座におきまして人材育成を図っております。

具体的に今年度につきましては、バイオマス発電とかソーラーシェアリングということで、具体的な取組に着目しまして、実地の施設金額、それからそれぞれの事業を既に展開している事業者の方を講師としてお招きし、事業に欠かせないファイナンスも含めまして、実践的な研修、講座に努めてきたところでございます。

その中では当然ながら、受講者の横横の連携というコミュニケーションもできると思いますし、最後には受講生が企画者、受講生が企画したビジネスプランにつきまして、金融の方、それから経済産業局の専門家の方から、それぞれビジネスプランについて評価アドバイスを頂くということで、人脈作りも含めた研修とさせていただいているところでございます。

なお、私どものほうで、そういった方々がビジネスをしようという場合につきましては、小水力でありましたら補助制度を設けておりますし、その他の自然エネルギー施設につきましては融資制度を設けております。また、創業ということになりますと、私ども自然エネルギー推進室だけでなく、商工労働観光部にも創業支援の制度がございます。

そういうところをきっちりと御案内しながら、今後とも県として出来る支援をしてまいりたいと考えています。

吉田委員

昨年度の講座については、講師の先生も県外の大変すばらしい成果を挙げられている方を呼ばれているということ存じております。その成果が実際に地域の事業の立ち上げとして、また、その事業が回っていくということ、どんどんそういう事例が増えていくことを本当に願っていますが、引き続きよろしく申し上げます。

梶原委員

まずは、午前中に大塚委員から、最終処分場のことについて質問が出まして、関連で1点だけお聞かせいただきたいと思っております。

先ほどの御答弁だと残余期間が29年ということで、それは様々な条件がうまくいったら29年ということで、それより短くなることもあるのだろうなと思っておりますし、また最終処分場が2年でなくなる市町もあるということで、現実は大変厳しい状況なのだなということ

が分かります。この頂いた環境省の表を見ても、徳島は全国的にも大変厳しいのだなということが分かりました。

今回の改訂された廃棄物処理計画を見ますと、57ページにあるのですが、一般廃棄物の家庭ゴミについては、令和7年度までに13.4パーセントの減が見込まれているということなのですが、反対に事業系ゴミが6万7,000トン前後で、10年ぐらいつと横ばいになっています。

それに加えて産業廃棄物についても、将来予測としては、平成25年度の283万トンから令和7年度には325万トンということで、大幅に増えるという予想になっておりまして、これはかなり時代に逆行しているなど思うのですが、この点どのような分析をされて、これだけの大幅な増加を見込まれているのか、少し教えていただきたいと思います。

杉山環境指導課長

ただいま、梶原委員から、産業廃棄物の将来予測について御質問を頂きました。

産業廃棄物につきましては、平成30年度の実績が284万4,000トン、令和7年度の予測値として325万5,000トンとなっております。

産業廃棄物の排出量ですが、これは経済成長と非常に密接な関係がございます。今回の予測は新型コロナウイルスの感染拡大前のものになるのですけれども、経済成長が新型コロナ前のまま続くものとして予測値を出しております。

一方で、目標値といたしましては284万トンとしております。この目標値の根拠といたしまして、平成25年度から平成30年度の実績を比べますと、平成25年度が283万8,000トン、平成30年度が284万4,000トンと、ほぼ横ばいという状態です。ただ、この間、アベノミクスによりまして、本県の経済も名目GDPでいいますと5.5パーセント増加しております。

先ほど言ったことと矛盾はするのですけれども、5.5パーセントの経済成長にもかかわらず、産業廃棄物については発生が抑制できているということで、令和7年度の目標値も平成30年度の実績のほぼ横ばいというところで設定したところでございます。

梶原委員

71ページに載っていますが、令和7年度の最終処分量の目標が、平成30年度比で約32パーセント削減という目標を掲げられているのですけれども、これを見ますと事業系ごみ、産廃をどうにかしていかないと、なかなか厳しいのではないかと思いますし、この点、企業にしっかり働き掛けかけていかないと、最終処分場は29年はなかなかもたない。国についても具体的な目標というか方向性は示されていないので、企業への強力なプッシュが必要かなと思うのですけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

杉山環境指導課長

梶原委員がおっしゃる71ページの令和7年度の目標値が平成30年度比で32パーセント削減というところは一般廃棄物で、いわゆる事業系のごみは除いた分となります。

事業活動に伴って排出されるものは産業廃棄物ですが、それにつきましては73ページにございまして、最終処分率でいいますと73ページの下の表のところでございます。これは

全体の排出量のうち、何パーセントが最終処分までいくかというところなのですが、目標値としては1.5パーセントとしております。

産業廃棄物に関しましては、平成30年度でも国の目標を上回るところ、クリアしているところはかなりございます。

先ほど委員がおっしゃった一般廃棄物の最終処分量の32パーセント削減というところは、おっしゃるとおり、かなり努力が必要と考えているところでございます。

梶原委員

分かりました。午前中に大塚委員が聞かれた残余容量ですが、最終処分場をこれからどういうふうに確保するのかなど、それは本当になかなか誰も分からない部分かと思うのですが、その辺は国もしっかりと方向性を出すべきかと思うのですけれども、とにかく地道な取組しかないと思います。産廃については国の目標値を上回っているということで、評価したいと思います。またしっかり頑張ってくださいと思います。

ごみについてはここまでで、同じ廃棄物処理計画の中で、とくしま海岸漂着物等地域対策推進事業が今回の当初予算で約970万円付いておりまして、前年の1,900万から半分に減額となっているのですが、その理由についてお聞かせいただきたいと思います。

杉山環境指導課長

ただいま、梶原委員から、とくしま海岸漂着物等地域対策事業について御質問を頂きました。

この事業の概要ですが、当事業は海岸における良好な景観及び環境を保全するため、環境省の補助金を活用して、プラスチックをはじめとする海洋ごみ問題の対策として、県及び市町村が海岸漂着物や漂流物、海底堆積物の回収・処理を行う回収処理事業、それから環境学習や啓発・調査等を行う発生抑制事業、この2本がメインとなります。

ただ、今年度につきましては、それに加えて海岸漂着物の組成調査を実施しております。この部分が特別といいますか、今年度限りのものでして、先ほど初めに言いました回収処理事業ですとか発生抑制事業は、今年度、来年度同じぐらいの規模で実施するところでございます。

梶原委員

分かりました。私も市議会議員のときに、ボランティアで大海子海岸の漂着ごみの清掃を行っていたことがありまして、海岸はプラごみが多いし、更に葦^{あし}や流木^{あし}がかなり多くて、葦^{あし}や流木は漁業にも随分影響が出て、漁港にたくさん押し寄せるときもありまして、そういうものもまた除去していかないといけないと思っております。

今、徳島市内で小松海岸とかで、年に数回ボランティアの方が海岸の漂着ごみの回収を行っておりまして、小松海岸は基本的には市の管轄と思うのですけれども、しっかり連携していただいて、関西からサーフィンでありますとか、ウィンドサーフィンのお客さんもたくさん来られていますので、美観の形成にしっかり取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

もう1点、不法投棄対策についてお伺いしたいと思います。今回の廃棄物処理計画の中

で、不法投棄対策、これは監視体制を強化するということで、夜間パトロールと休日パトロールを実施するとあるのですけれども、具体的な取組の内容を少し教えていただきたいと思えます。

杉山環境指導課長

夜間パトロール、また、連休中における休日パトロール、これは直接監視として、普段平日の日中は常に巡回パトロールをしているわけですが、不法投棄の傾向としましては、やはり場所もさることながら時間、夜間とか早朝とか、あるいは休日と、行政の監視がないところで行われることが多いところがございます。

このため、例えば夜間パトロールですと、今年度は現在までに11回行っております。連休中の休日パトロールも、5月の連休、年末年始の連休等に行っております。普段回っている排出業者ですとか、あるいは産廃の処理業者、それから不法投棄が多いとされる箇所、その辺りをルートにして監視しているところがございます。

梶原委員

あと監視カメラによる不法投棄多発場所の重点監視とあるのですけれども、これは県内に何箇所設置するのか。また、この設置場所の選定は、どのような基準で行われるのか教えていただきたいと思えます。

杉山環境指導課長

委員お話しの監視カメラについてですが、平成27年度から活用しております、ダミーも一部あるのですが、それも含めて7台稼働しております。場所につきましては、固定ではありませんで、不法投棄が多い場所を重点に移設しております。

場所につきましては、県でとくしまエコサポート事業というのをしております。これは産廃業界、地元の市町村の方、ボランティア、県も一緒になって、不法投棄が多い場所のごみを撤去するという事業ですが、撤去した後、そこには捨てられる可能性が高いので、そういう所に設置したりしています。監視カメラについては、我々も実感として、あるいは周囲の方もそうですが、抑止効果はあると認識しているところがございます。

梶原委員

分かりました。抑止効果があるということですが、例えば、もう何回もごみを捨てられて、撤去しても度々捨てられるのだという方がいるのです。そういった所は民地かもしれないですが、そういう所については、例えば県に、監視カメラのダミーでも何でも付けてほしいと要望すれば検討していただけるということですか。

杉山環境指導課長

先ほど申しましたように、現在7台設置しております。限られた台数を効果的、効率的に活用するために、不法投棄の状況に応じて適宜移設しているという状況でございます。

設置場所につきましては、先ほど言いました不法投棄が多い場所なのですが、設置するとき、それから移設しますので取り外して他の場所に持っていくとき、県の判断でスムー

ズに行えるように設置箇所を選定しております。例えが悪いですが、付けるときはいいけれど取り外すときにいやいやそれは困る、というような難色を示す方がいたりしたら不都合なわけでございます。

監視カメラの増設についてですが、それならたくさん増やしたらいいじゃないかという話もあるかと思うのですが、なかなか高価な物でして購入予算の制約もございます。また、設置したらバッテリーで駆動しておりますのでバッテリーの交換ですとか、メディアに録画しているのですがそのチェックといった運用も必要となるため、計画的に行う必要があると考えております。

一方で、先ほど申しましたように抑止効果はあるということで、設置については個別に検討させていただけたらと思います。

梶原委員

分かりました。県民の方からそういった要望があれば、また相談させていただきたいと思えます。

徳島県民としては情けない限りなのですけれども、今、市内でも郡部でも不法投棄が後を絶たないですね。特に遍路道になっている所とか、県外客の方が見たらイメージが悪くなる一方ですので、国内外の遍路客とか観光客が重点的に通る場所については、監視カメラの対策をしっかりと広げていただければと思いますので、よろしくお願いします。

次に、これは消費者政策になるかと思うのですが、新型コロナウイルス感染症ワクチンに関する不審情報についてお伺いしたいと思えます。

ここ最近、国民生活センターにこういった内容の事例が報告されております。例えば、予防接種を優先的に受けられますよというSMSが届いた。そこには大臣名とURLが記載されていると。また、「ワクチンを優先的に接種できます。後日全額キャッシュバックされるのですぐに10万円を振り込むように。」といった電話があったという事例も報告されております。

これから高齢者の接種等が始まるにつれて、どんな詐欺が起こるか分かりませんので、これは高齢者の方を守るためにしっかり周知をしていただきたいと思いますと思うのですが、高齢者はパソコンとかスマホを使われる方がまだまだ非常に少ないですので、その辺については工夫をしていただきたいと思いますと思うのですが、少し考えをお聞かせいただきたいと思います。

小林消費者政策課長

ただいま、梶原委員より、新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種をうたった詐欺について御質問がございました。

先ほど来、委員からお話ございましたけれども、国民生活センターからの発表によりますと、新型コロナウイルス感染症に係りますワクチンの接種のために必要としたり、金銭や個人情報などをだまし取る相談が国民生活センターにも寄せられている状況でございます。

この数字ですけれども、2月24日に伊藤消費者庁長官の会見でも、少なくとも19件程度、新型コロナウイルス感染症関連のワクチン接種に関する相談があったと聞いております。

県の取組ですけれども、本県におきましては現在、新型コロナウイルス感染症ワクチンの詐欺につながるような相談は寄せられておりませんが、2月12日に消費者庁からプレスリリースがございまして、同日付で県の消費者情報センターのホームページやメールマガジンで個人などに配信をさせていただくとともに、県のツイッターなどの媒体も活用し、詐欺への注意喚起などを行っているところでございます。

また、高齢者の方はパソコンなどをなかなか使いにくいということがございますけれども、実は、県にも24市町村に見守りネットワークがございまして、県でも県版の見守りネットワークというものを作っております。3月5日に県の見守りネットワークの構成員である警察や市の関係機関と連携いたしまして、徳島駅前新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に便乗した特殊詐欺の防止キャンペーンを実施するなどして、詐欺被害の未然防止や拡大防止を図ってまいりたいと考えております。

梶原委員

分かりました。キャンペーンも行っていただけるということですので、しっかり高齢者の被害が出ないように取り組んでいただきたいと思います。

最後に、これも詐欺関係なのですが、今、大学生を狙ってマルチまがいの投資詐欺が横行しているようなのです。これは実際に関東のほうで起こった詐欺で、USBメモリに投資のノウハウが入っているの、絶対もうかるから買って欲しくないかということで、80万円のローンを組まされてこのUSBメモリを買わされた。この被害に遭われた方が、公明党の国会議員に相談をして、この国会議員は金融業界で長く働いていた方なのでその辺りをよく知っていて、中身を見てみたら何でもない、1,000円ぐらいの本に載っているありきたりの情報がUSBメモリの中にあつた。とんでもない話だということで、国会の衆議院予算委員会の分科会でもこういう被害が出ていますということで取り上げて、文部科学省から各大学や短大、専門学校にこのような被害が出ている旨を周知するようにということを国会でも言ったみたいなのです。結局、このUSBメモリを買って、次に紹介してくれたら紹介料5万円を渡すよということで、正しくマルチ商法でして、こういう情報商材、DVDであるとかUSBメモリであるとかそういったメディアの中にこのようなお得な情報とかもうけ話が入っているという、この情報商材をめぐるトラブルが、消費者庁の調べでは、2015年に254件だったのが2020年には2,558件と、6年間で10倍に増加をしているということでございます。

徳島にも様々な大学や短大、専門学校がありますが、これから成年年齢が引き下げられるので、高校生が契約をできるようになるということで、高校生も含めて若い方に、こういう詐欺が横行しているということをしっかり周知していただきたいと思います。その辺いかがでしょうか。

小林消費者政策課長

ただいま、梶原委員より、情報商材を使った詐欺の周知について御質問を頂いております。

委員からもお話がございましたけれども、消費者庁の発表では約10倍になっているということでございます。相談事例を見ますと、先ほどお話がございましたけれども、例

えば高額収入を得る方法を教えるといったことが強調された広告等を見て連絡をしたところ、高額の契約をすれば副業や投資等でもうけることができるノウハウを教えると勧誘されたが、実際は説明とは異なり、もうからないといった苦情が寄せられているところがございます。

県の消費者情報センターにおきましても、この情報商材に関する、例えば20歳代の消費生活相談件数を見ても、やはり増加傾向にございまして、昨年度2件であったものが今年度は12月までに7件という状況となっております。

こうした状況の中で県におきましては、例えばメールマガジンの配信であったりとか、大学生や新規採用になった職員の方を対象とした出前講座、高等教育機関・大学等へのチラシの配布やポスターの掲示、また、大学側で作成していただいております学生向けのポータルサイトへの掲載であったりとか、コロナ禍ということで今回行わないところもあるのですけれども市町村での成人式のときにチラシを配布するなどによって、情報商材等に関する注意喚起を行っているところです。

併せて、委員から成年年齢の引下げについてございました。これにつきましては、県の取組といたしまして、卒業前の高校3年生の方へ啓発物の配布ということで、消費者庁が作成しております「社会への扉」、これの確認シートというものがございまして、その配布であったりとか、消費者被害の防止情報を伝えるチラシの配布などを行うとともに、先ほどお話しさせていただきましたけれども、徳島県版の消費者見守りネットワークというものがございまして、つい先日、教育委員会とPTA連合会に構成員として加入していただきまして、若者向けの消費者トラブル情報を高等学校やPTA連合会等へ配信する等により、消費者被害の防止に取り組んでいるところでございます。

また、併せての話になるのですけれども、消費者庁の戦略本部でいろいろプロジェクトをしてございまして、例えばSNSでの消費生活相談実証であったり、本県の教育委員会と教員、消費生活相談員の方などが検討メンバーに入っております特別支援学校向けの消費者教育教材とか、消費者被害防止のための啓発用のデジタル教材、こういったものの開発も行っているところでございまして、現場目線に立った最新の消費者教育教材の開発や立証をしてきたところでございます。

成年年齢の引下げを目前に控えまして、ターゲットとして狙われやすい若者に対する消費者教育とか消費者被害の防止の啓発は急務でございまして。知識や経験の乏しい若者が、自らの行動が社会へ及ばず影響を自覚して、積極的に学んで自ら判断して行動できる消費者となるよう、なお一層の消費者教育を推進していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

梶原委員

分かりました。様々な対策を考えていただいているみたいなので、注意喚起を是非しっかり行っていただきたいと思います。

先月、消費者庁も特定商取引法違反で2業者の営業停止処分を行ったということで、実際には被害は氷山の一角ではないと言われておりますので、絶対に徳島で被害が出ないように是非、取組をしっかりと進めていただきたいと思います。

原委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

この際、お諮りいたします。

常任委員の任期は、本定例会の閉会の日までとなっておりますが、我々、特別委員会の委員におきましても、慣例により常任委員の任期に合わせて、閉会の日には辞任することになっております。そこで、辞任の手續につきましては、委員長において取り計らいたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

本年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

委員各位におかれましては、この1年間、終始熱心に御審議を賜り、また、議事運営に格段の御協力を頂きましたことは大変意義深いものであり、厚くお礼を申し上げます。

おかげをもちまして、大過なく委員長の重責を全うすることができました。これもひとえに委員各位の御協力のたまものであると心から感謝申し上げます。

また、志田危機管理環境部長をはじめ、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただきましたことに、深く感謝の意を表する次第でございます。

審議の過程において表明されました委員の意見並びに要望を十分尊重され、今後の施策に反映されますようお願い申し上げます。

最後に、報道関係者各位の御協力に対しましても深く感謝を申し上げます。

依然として、新型コロナウイルス感染症が県民生活に大きな影響を及ぼしています。皆様方におかれましては、引き続き、感染防止対策に万全を期していただき、今後とも、県勢発展のため、それぞれの場所にて御活躍されますことを祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

志田危機管理環境部長

理事者を代表いたしまして、一言お礼の言葉を申し上げます。

原委員長さん、山西副委員長さんをはじめ、委員の皆様方には、この一年間、消費者・環境分野の施策に対しまして、大所高所からの御指導なり様々な貴重なご提言を頂きまして、本当にありがとうございました。

今、消費者行政に関しましては、デジタル社会の進展を背景として、新たにいろいろな問題が出てきておりますし、また、成人年齢の引下げも行われますので、今後、消費者庁新未来創造戦略本部と連携しまして、更に消費者政策、消費者行政の中身を高めていかなければならないと思っております。

また、環境分野については、改めて申し上げるまでもなく、地球規模の気候危機が叫ばれ、気候変動対策待ったなしという状況の中で、国も最重要テーマにグリーン社会の実現を掲げておりますし、当然本県としても脱炭素、また自然エネルギーの導入に一段とギアを上げて取り組んでいかなければならないと思っております。

今後とも、委員の皆様方、県議会の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

て、お礼の御挨拶とさせていただきます。1年間どうもありがとうございました。

原委員長

これをもって、消費者・環境対策特別委員会を閉会いたします。(14時00分)